

リーマン・ショックとかであれだけの大混乱を起

こして、それぞれの国が公的負担をさせられると
かいるんなことがあった結果ですよね。やっぱり、
負担をしるよと、幾らか負担しようというふうな
ところもあるのかというふうに思いますが、引き
続き研究、検討していただければというふうに思

います。

質問を終わります。

○委員長(塚田一郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(塚田一郎君) 速記を起してください

い。
○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾でございます

す。
昨年十一月二十八日の本委員会におきまして、

私は企業グループ内の資金融通を円滑化するため
に貸金業法の規制緩和を提案させていただきました
だ。麻生大臣、そして金融庁におきましては、施
行令の改正に向けて機動的な対応をいただきまし

て、本当にありがとうございます。

本日は、財政再建のための法人課税改革と題し

まして質問させていただきます。今月七日の参
議院予算委員会におきましても同じテーマで質問
をいたしましたけれども、今日は少し視点を変え

まして御議論をさせていただきます。

まず、内閣府にお聞きいたします。

本年一月二十日に開催されました経済財政諮問

会議に内閣府が提出しました中長期における経済
○一六年度 二〇二〇年度の税収を、それぞれ六
十・五兆円、六十八・六兆円と推計しております。

これらの二つの税収はどのようにして推計された
んでしょうか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 中長期の経済財政

に関する試算における税収でございますが、経済
財政、社会保障を一体的にモデル化いたしました
内閣府の計量モデル、いわゆる経済財政モデルを

用いて試算したものでございます。この計量モデ
ルでございますけれども、賃金、俸給総額や企業
所得等の所得面の動向、民間消費等の需要面の動

向等を基にして課税ベースを推計し、これに税率

を掛けるなどして税収規模を推計してございます。
したがいまして、一般的には経済規模が大きくな
るにつれ税収規模も大きくなるという関係にござ

います。

また、中長期試算における各年度の税収につい

てでございますが、現行法に沿った増収に相当す
る額を織り込んでおりまして、消費税率につきま
しては、二〇一四年四月より八％へ、二〇一五年

十月より一〇％へ段階的に引き上げられることを
前提として試算してございます。

こうした経済規模の拡大に伴う税収増と消費税

率の一〇％への引上げを踏まえた結果、経済再生

ケースにおける国の一般会計税収は、二〇一六年
度には六十・五兆円程度という姿となり、その後
更なる経済規模の拡大に伴いまして、二〇二〇年

度には六十八・六兆円程度に増加する姿となつて
いるものでございます。

○三宅伸吾君 この六十・五兆円、六十八・六兆

円、法人税、所得税、消費税などの内訳はどの
○政府参考人(豊田欣吾君) 中長期試算の計算
過程におきまして得られる税目ごとの税収額でござ

いますけれども、中長期の経済財政の姿を展望
するという試算の目的に必要な程度で簡易な計算
を行う計量モデルに基づくものであることにより

まして、従前より内訳についてはお示しをしてい

ないところでございます。

○三宅伸吾君 トータルの税収の予測をしながら
所得税などの内訳は公表してこなかったというこ
とでございます。枝葉の細かな税収を聞いている

わけではなくて、いわゆる太い幹の所得税、消費

税、法人税などについては私は公表していただき
たいと思います。予測でございますので、検証で
きないとかなかなか外部からは信用されないわけ

でございます、公表した上で、民間エコノミスト
の批判を受けて更に精緻な試算の手法を磨いてい

ただくことを期待いたします。

次に、財務省にお聞きをいたします。

税収弾性値という言葉がございすけれども、これはどういうものなんでしょうか。また、平成二十六年年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算では税収弾性値1・1を使っておられます。これはどういう理由で1・1なんぞございすでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 税収弾性値でございすますが、経済成長に応じまして税収がどの程度増加するか、そういうのを表す指標でございすますが、後年度の影響試算、御指摘いただきました試算におきましては、この試算が中期的な将来の財政の姿を示すという性格を持っておりますので、税収の推計に当たっては従来から過去の平均的な税収弾性値を使っております。

この過去の平均的な税収弾性値でございすますが、バブル期以降、名目成長率の絶対値が極めて小さくなっている、あるいはマイナスの場合もあるわけですが、その状況下で税収弾性値が大きな振れを示しておりまして、安定した実績のデータという点に着目をいたしまして、比較的安定的な経済成長を実現していた時代の、バブル期以前の平均的な値である1・1を用いているということにございす。冒頭申し上げましたように、経済成長と税収との関係ということにございすので、かなり長い期間で見てもその平均的な数字を使っているということにございす。

○三宅伸吾君 税収弾性値とはどういうものかということにつきまして、もう少し詳しい定義をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) いわゆる経済成長の伸び率がありましたら、その経済成長の伸び率が1増加する際に、例えば1%増加する際に税収がどのくらいのパーセンテージで増加するかという比率の数字でございす。

○三宅伸吾君 税収弾性値が1の場合でありますけれども、名目GDPが1%伸びると税収も1%伸びるということかと思ひます。

この平成二十六年年度の影響試算、翌々年度からは1・1を使っているという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 当然、最初の年は最初の税制改正の影響ですとか様々な特殊要因がございすので、機械的な推計に入った以降の数字として使わせていただいております。

○三宅伸吾君 確認ですけれども、翌年度の税収見積り及びその税制改正の議論においては弾性値は使わないということですか。

○政府参考人(田中一穂君) 例えば、今御審議をいただいております二十六年年度予算の税収を見積もる際には、各税目の前年度、すなわち二十五年度の税収をまずできる限り精緻に見込みまして、それを翌年度の経済見通し等を用いて延ばすとい

う手法になっております。例えばそれぞれの、法人税なら法人税、所得税なら所得税、消費税なら消費税ということで、別々に得られるだけのデータを使つてなるべく精緻に足下を計算しまして、それ以降は経済成長の数字ですとか様々な経済指標を使つて延ばしていくという手法を行っております。

○三宅伸吾君 関連で内閣府にお聞きいたします。

先ほど、冒頭話題にしました二〇一四年一月二十日の経済財政諮問会議提出の内閣府、中長期における経済財政に関する試算の経済再生シナリオでございす。二〇一四年度から名目GDP成長率が3%を上回り、二〇一六年度には名目GDP成長率三・八%、二〇二〇年度には三・六%と試算をいたしております。その上で、二〇一六年度、二〇二〇年度の税収をそれぞれ六十・五兆円、六十八・六兆円と推計しているわけでありす。

この税収の推計値を事後的に検証しますと税収弾性値は幾らになるのか、それぞれの年で教えていただけますか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 中長期試算の経済再生ケースの結果につきまして、国の一般会計税収の伸び率を名目GDP成長率で割つて求めました税収弾性値の値を申し上げます。なお、あらかじめ申し上げておきますが、中長期試算における消費税率については、二〇一四年四

月より八%、二〇一五年十月より一〇%（段階的に引き上げられることを前提としております。この場合、二〇一四年度から二〇一六年度にかけては、税収の伸び率が高まるため、税収弾性値は一を大きく上回ることとなります。以上の点を踏まえた上で、税収弾性値の具体的な値を申し上げさせていただきます。二〇一四年度につきましては三・一、二〇一五年度につきまして三・一、二〇一六年度二・五、二〇一七年度〇・九、二〇一八年度〇・七、二〇一九年度一・〇、二〇二〇年度一・〇というふうな結果に なっております。

〇三宅伸吾君 財務省の用いている弾性値でございますが、古いバブル期前の弾性値の平均値と申しますか、実際には少し違ってしまうかもしれませんが、一・一を使っているわけでございます。立場上、保守的で堅めであることは構わないと思いますが、景気回復期という今の経済状況を踏まえたと少し高めの弾性値を用いた影響試算も是非併せて公表いただくと、いろいろ議論が高まるのではないかと思っております。

次に、内閣府にお聞きいたします。

二や三であれば、二〇二〇年度の税収や基礎的財政収支はどのようになりましょうか。

〇政府参考人（豊田欣吾君） 内閣府の中長期試算におきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、経済財政、社会保障を一体的にモデル化した計量モデルを用いて試算しているものでございます。経済と財政相互の整合性を保ちながら将来の展望をしているものでございます。

その上で、二や三といった極めて高い税収弾性値が二〇二〇年度までの長期にわたって続くとは定することにつきましては、経済、財政の相互の整合性が保たれるという計量モデルの特性が失われると考えられるため、そのような試算を行うことには慎重を期す必要があること、また、そもそも中長期試算はあらかじめ特定の税収弾性値を用いて推計するものではないという技術的な問題があること、すなわち税収弾性値は中長期試算においてはその結果として算出されるものであることなどから、お示しすることは困難ということでございます。

〇三宅伸吾君 次に、財務省にお聞きですが、お願いいたします。

政府税制調査会で法人税の改革議論がスタートをいたしました。今月十二日の法人課税アイスカンファレンスで、大田弘子座長が示した論点を整理メモと申しますか、法人税改革の論

点についてと題するペーパーを読み上げていただけますでしょうか。

〇政府参考人（田中一穂君） 先生のお配りになられた資料を読み上げさせていただきます。

税制調査会、第一回法人課税アイスカンファレンスで、二〇一四年三月の十二日でございます。これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点としてどうか

(1) 法人税改革の目的を明確にして取り組む国内外の企業が日本に立地する魅力を高めること、将来の雇用が生まれる

法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている

企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2) 法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い

法人税収への依存度が高い

(3) 法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄く税にすることで、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促進、促される

(4) 単年度・法人税の枠内だけではなく、税収中立をはかる

単年度ではなく中期的に税収中立をはかる

法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる

国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

以上でございます。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

この今月十二日の第一回会合でございますけれども、法人実効税率引下げに反対する有識者の意見がもしございましたら、御紹介いただけますか。

○政府参考人(田中一穂君) 先日の第一回の法人課税フェイスカッショングループにおきましては、今後の検討に当たつての論点について様々な議論が行われました。その中で、実効税率引下げの反対意見が出たかという御質問でございますが、複数の意見から税率引下げについて必要があるという指摘があった一方で、法人課税の目的や国民への影響について十分な議論がなされていない中で、税率の引下げのみ先行して方向性を打ち出してよいのかといった意見がございました。

また、多くの委員から財政の健全性について指摘がございまして、例えば二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化目標との整合性を確保すべきという意見、それから借金に頼らない財政運営を行うために消費税率の引上げを行う中で、法人税は税収中立でないというのであれば政策の整合性

が取れないという意見、それから税収中立については、将来の不確かな税収の増加を当てにするのは危険だといった意見がありました。

いずれにしても、専門的な観点から実効税率の在り方、課税ベースの在り方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて御検討をいただき、御議論をいただくということでございますので、議論を深めていただきたいと考えております。

○三宅伸吾君 今御説明いただきましたとおり、法人税率の引下げだけを性急にやるのはいかがなものかという意見が出たとは私も聞いておりますけれども、税率そのものの引下げにまずもって反対だという、大反対の有識者もいなかったというふうに私は聞いております。

内閣府にお聞きいたしますけれども、平成二十二年の経済財政白書で、法人実効税率と法人税収の対GDP比というグラフが掲載されております。また、この半年余り、法人税改革が議論になりまして、マスコミなどの記事を読んでいますと、法人税のパラドックスという言葉がよく目にするわけでございます。この法人税のパラドックス、そして日本で法人税のパラドックスが将来起きるための条件は何だとお考えでしょうか。内閣府の方にお聞きしたいと思います。

○副大臣(西村康稔君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法人税のパラドックスについて平成二十二年の経済財政白書で分析をしているところでございますけれども、一般的には、法人実効税率の引下げにもかかわらず法人税収が増える。より正確に言いますと、今回、今回というか、二十二年に白書で分析したのは、法人税収が対GDP比で増加するという、こういう現象、こういう国が見られるという現象でありまして、御案内のとおり、よく所得税ではラフアール・カーブと言われて、税率と税収を取つて、税率が上がると当然税収は増えていくわけですけど、余り高くなり過ぎると今度は逆に下がついていくということが法人税でも、その法人税収と対GDP比で見ますと、税率と対GDP比で見ますとそういうことが言える、各国の分析で言えるということとを平成二十二年に分析しているわけでありまして、これによりますと、最も税収が増えるのは法人実効税率が三〇%以下二〇%台ということがこのときの分析で言われているわけでありまして、

その要因として、税率の引下げによる経済活性化、それから課税ベースの拡大を同時に実施していること、それから、いわゆる個人事業主的な個人部門から法人に移る、法人に変えていくという、そういう所得シフト、こうしたことが総合的に寄与した結果であるという分析をこの白書ではいたしております。

いずれにしましても、こうしたことを踏まえ、あるいは最近のヨーロッパ等で起きている現象、事象などもしっかり分析をして、諸外国の経験をしつかり分析しながら、今後、経済成長と財政再建と両立を図っていくという視点の中で議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○三宅伸吾君 西村副大臣、ありがとうございます。配付資料の六ページ目でございますけれども、今、所得税のラップアー・カーブの御紹介がございましたけれども、法人税率と法人税収についてグローバル経済の中では同じようなことが起きているのではないかと私は思うわけがあります。そこで、財務省にお聞きします。法人税のバラツクスが過去日本でも起きたことがあるのでございまして、法人実効税率を下げたにもかかわらず法人税収が増えたことは日本では過去にあるのでしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) 法人税のバラツクスという定義がどういうものであるかというのではありませんので、ちょっとそれは避けさせていただきます。法人実効税率を下げた場合に、下げ前の年と比べてとにかく税収が増えたことがあるかどうかというアータを探りますと、まず、過去、法人税率を引き下げる年度において法人税収が増えたかどうかという点でございますが、引き

下げた年度は、六十二年以降でございますと、六十二平成元、二、十、十一、二十四の六回でございます。これらの年度のうち、前年度から法人税収が伸びている年度は、六十二年度、平成元年度、平成二十四年度の三回でございますが、六十二年度については法人税の課税ベースの見直しが行っております。六十二年度、元年度というのりませんけれども、六十二年度、元年度というのは、これはもうバブル経済の中で好景気になっていったということが税収の増に影響しているというのことは明らかではないかと思っております。それから、平成二十四年度、これはまさにリーマン・ショックの、あるいは東日本大震災の経済の落ち込みからの回復時期でありまして、これに伴う税収増が大きく寄与しているものと私どもは分析しております。

○三宅伸吾君 私たちは鎖国をしております。江戸時代に住んでいるわけではないわけでありまして、皆さん御案内のように、グローバル経済というのは、人物、金が一番居心地のいいところに向かつて流れていくということであると思えます。稼ぐ主体である企業が国を選ぶということが私はグローバル経済の本質だと思っております。そうした環境の中で立地競争を考えれば、日本も実効法人税率を引き下げないと、他国がどんどん引き上げている以上、現実問題としては、このままで

は日本はしり合になると私は思います。税率は引き下げざるを得ないと私は確信をいたします。

その一方で、財政再建が大事なことは言うまでもありません。私は、巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たったの最も重要なポイントとは、中長期のトータルな税収が増えるようにすること、単年度の法人税収の中立ではないかと思えます。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパイクで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような税制改革が必要だと考えております。今の厳しい財政状況を考えますと、私たちは、座して死を待つか、変わる日本のために英知を結集して打って出るかの選択を迫られているように私は思います。

税制調査会でも議論が進んでいるところではありますけれども、雇用を拡大し、賃金を充実させ、経済の活気を更に取り戻し、巨額の赤字を抱える日本の財政を立て直すという視点からの法人税制改革が必要であると思っております。

財務省はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、麻生大臣、もしよろしければ御所見を。○国務大臣(麻生太郎君) パラドックスの話が最初に背景におありな人だとは思いますが、法人税率の引下げというものが企業行動にどのような効果을及ぼすかという話ですけれども、法人税収にどのような影響を与えるかという点に関して、

これは正直言って、アカデミックな観点から話をしていたかかないと、これは感情論で、何となくみんながやっているからとかいう種類の話ではないと、まずそう思っております。

二つ目、レーガノミックスというのを覚えておられると思いますが、あのレーガノミックスのとき下げた、どうになりました、双子の赤字ですよ、あのときは、慌てて上げたのが二期目ですよ。そして、バランスをしい思いをしたのが、翌年のクリントンさんという人が一番いい思いをしたという結果になったのだと。その頃、えらくあの人の話が騒ぎでしたので非常に記憶のあるところで、すけれども、余り簡単な話ではないんだと、私どもは基本的にそう思っております。

税率の引下げというのは、これはあまねくみんなに影響を与えるところなので、これはよくよく検討をしなくちゃいかぬのですが、各国とも、これ自分たちの、引下げ競争をやつて、あなた、自分の国もちますかということに関しては、各国ともえらく心配になってきているところまで税金が下がってきていますので、そういった意味ではなかなか難しいなど。

こつちを下げて消費税だけはんば上げるのが日本でできるかということ、それもなかなか難しいということになりますと、私ども、企業のアンケート、海外のアンケートを見ても、日本に企業

進出するに当たつて一番の問題は何かといつたら、税制かということ、税制は三番目か四番目なんですね。ほかの問題がいろいろ出てきています。もうそれ挙げる時間もあれでしょうから、いろいろありますので、簡単な話ではないんだと。

まずそう思った上で、私どもは、企業が成長していくためには、この国にとって海外から見て一番問題は、おたく、エネルギー大丈夫と、これ海外の企業の質問の一番最初です。おたく、エネルギーどうするんですと、これが多分、多分というか、実際資料に出ていますけれども、これが一番で、この真、電気どうするのとか、そういうところに工場進出なんかがとてもできませんよというのが圧倒的に一番。

そういった意味では、これはなかなか私どもとしては、税金だけの話ではないんだということ、引き下げれば税収が増えるというような単純な話ではないということだけは、これ、三宅先生、はっきりしているんだと思っておりますが、いずれにおいても、これはいわゆる政府税制調査会等々で、この問題について、アカデミックな方たちが、税率の在り方とか課税ベースの在り方とか政策効果の検証とか他税目との検証とか、いろんなもの等検討していただくことになっておりますので、そういったものを見た上で私どもは最終的な判断をしていかねばならぬところだと思っております

が。

いずれにしても、我々はこのグローバルな時代の中で生き抜いていくときにあつて、我々の持つております特徴、治安がいい、間違いなく、物が時間とおりに届く、そういったような圧倒的に優位なものというのを幾つも持つておりますので、そういったものがあるけど、だけと言葉が駄目じやないかとか、だけとエネルギーが駄目じやないかとか、もういろいろなプラスマイナスを計算してこれは企業というのは進出してくるわけなんであつて、税金だけではないとは存じますけれども、税は大きな要素を占めていることも確かなので、私どもとしては幅広く検討していかねばならぬところだと思っております。

○三宅伸吾君 今、税率引下げ競争をやると各国とも疲弊するんじゃないかという、麻生大臣おつしやるとおりなんでございませけれども、じや、日本のライバル国である、イギリスも今度引き下げますけれども、ライバル国の引下げを、じや日本国として止められるのかというところが一番大事でございまして、もし止められるのであれば、私、大臣おつしやつたとおりだと思います。自らが率先して引き下げることはないと思ひますけれども、競争していて相手が先を走つていくわけですから、じつと指をくわえているわけにはいかないということではないかと思ひます。

それから、法人税率下げても法人税収が増えるとは絶対言えないと私思います。ただ、私の一番の関心は、法人税率を下げて、もしトタルの税収が増えるような可能性があるのであれば、全て^の税率下げただけではなくて、他の政策等総動員をして日本全体の税収が増えるように取り組むのが大事だと、こういう意味で申し上げているわけでございます。いわゆる法人税のバラツクスでなくて、税収のバラツクスという意味でございます。私、昨年から様々なシクタンクに法人税率とトタルの税収の試算をお願いしてまいりました。なかなか難しく、まだ四つしか返ってきておりませんけれども、ある一つのシクタンクが、法人税率と法人税収の関係についてシミュレーションを三つしていただきました。その一個だけ御紹介申し上げます、内閣府の推計の経済再生シナリオと同じ名目GDP成長率三%で、それから税収弾性値が一・一の場合、この場合、来年度から五年間をかけて毎年実効税率を三ポイント、トタル一五ポイントになりますけれども、この引下げをしても、税収弾性値一・一、それから各自GDP成長率三パーが実現するならば法人税収は減らないという試算もございます。ただ、その三分を五年間続けるというのがかなりの強い仮定であるということは十分承知をした上で申し上げ

ております。これからどんなシミュレーションができ上がってまいりますので、まともればどのかのタイムズで公表したいと思っております。ありがたいございました。○石田昌宏 自由民主党の石田昌宏でございます。税制改正につきまして質問いたしますが、まずは最初に研究開発減税について御質問したいと思っております。これからの日本、世界のリーダーであり続けるためには科学技術の力を増進させなければならぬと思っておりますが、先日、私は筑波大学の山海先生の研究室にお邪魔しました。いわゆるロボットのHAIというやつですね。体に装着付けるただの機械ではなくて、電極を通じて人間の方に、皮膚につながつていまして、言ってみたら、腕を曲げるというメッセージを神経を通じて、電気で流れるわけですけれども、その電気の漏れを皮膚の表面から拾って、それでロボットが動くわけです。言ってみたら、思っただけで動くロボットですね。これをうまく使うと、足が動かなくなったり手が動かなくなったり方の方の言ってみたら治療にもつながりまして、全然動けない方が動けるようになるのだとか、そういった効果もあります。ある意味これはすばらしい技術で、医療というのは何か

をやつて大抵副作用というのが生じるんですけど、副作用が全くない、さらに病際しやなくても家で治療することができるなど、今までの常識と全然違ふ世界が見えてくるわけで、こういった技術は、もちろんロボットに限りず、今いるんなところに出てきます。バブルが終わつてから二十年ぐらい、どちらからという社会は停滞していたというイメージがあるんですけど、こう思うております。その点で、研究開発を進めることはとても重要で、それを支援する研究開発税制の拡充は是非進めていきたいというところで今回取り組まれていると思っております。研究開発税制は、今回の法改正では税制の上乗せ措置の適用期限の三年間の延長と、研究費が売上高の多くを占める場合の控除額の大幅な引上げと、ということで期待はしています。そこで、まずお伺いしますけれども、この税制改正によって見込まれる国家財政への減税分の影響、そしてそれがどう経済全体に波及するのか、まずお聞かせいただきたいと思います。○政府参考人(田中一穂君) お答えいたします。研究開発税制によります減収額と経済、GDP

